

川崎市告示第493号

指定障害児相談支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第24条の3第1項第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社インティメイト	相談支援事業所コク ア	神奈川県川崎市宮前区鷺沼 3－ 5－18 第2 鷺坂ビル 301号	障害児相談支援	令和8年7月31日	1475500441